

東名高速 管内維持修繕業務 草刈作業**下り325.73KP “蜂刺され事故” H28.7.29(金)**

- 1.発生日時 : 平成28年7月29日(金) 15時30分ごろ
- 2.発生場所 : 東名高速 名古屋IC～春日井IC 下り325.73KP
- 3.概要 : 草刈作業中に作業員が蜂に刺されたもの
- 4.事故内容 : 名古屋IC～春日井IC(下)325.73KP側道部において、盛土フェンス際の草刈作業中、作業員が蜂にさされたもの。
蜂の種類は巣の形状からスズメバチと推測され、左上腕を作業着の上から刺された。
近隣の病院を受診し、軽傷のため自宅療養をメンテより指示
被災者は、翌週8/1には、現場作業に復帰する予定

5.時系列

- 15:10 蜂接近に気がついた保安員が、本人に警笛で知らせるも、自動車接近注意と勘違いし作業を中断し、自動車の通過まで待機していたところ、蜂にさされたもの。その後作業車に搭載していた蜂対策キットで直ちに毒を吸引した
「当人は意識はしっかりしており、体の異常は無く体調は良好、刺された箇所が少し痛む程度」
- 15:25 へ、第一報連絡「蜂にさされキットで毒を吸引したが、大事を取って医師に診察を受けたい」
- 15:30 よりメンテ 事業所へ第一報連絡
- 15:33 メンテより HSCに事故発生の第一報の電話連絡
- 16:10 被災者受診開始
- 17:15 診察終了(体に異常は無く、塗り薬により治療) 軽傷との診断。診断後、本日は念のため自宅療養をメンテより指示
後日、専門業者に蜂の巣撤去を依頼予定

6.位置図



7.事故現場の状況

- ・当日の作業前にのり面全体を蜂が飛翔していないことや蜂の巣がないことを目視で確認した
- ・当該箇所は、専門業者による事前の詳細調査は未実施
- ・被災者は写真のような黄色の長袖作業着を着ており、左上腕部を蜂に刺された(手袋着用)



- ・その後、周辺箇所を確認したところ、スズメバチのものと思われる巣を発見した。
後日、専門業者に依頼し、当該蜂の巣を撤去予定。

8. 原因と対策

1)原因

蜂接近に気付いた保安員が、警笛で注意喚起するも、被災者は保安員の後方の自動車接近の合図と勘違いし、作業を一次休止し待機中に蜂に刺されたもの
作業がのり尻部の草刈であったため、樹木上部の蜂の巣の存在に気付けなかった。

2)対 策

- ①「強化」:蜂接近に気付いた者は、直ちに口頭で明確に大声で「蜂接近」を当事者に伝える
- ②「継続」:メンテの作業責任者や作業員全員による作業前の現地確認を行った上で、作業に着手する。事前確認では、以下の点を考慮して実施する
 - ・巣がまだ小さく発見しづらいことも念頭に、周辺箇所での蜂(有害な昆虫類など)の飛翔の有無なども確認する
 - ・樹木、草木が繁茂している個所などは目視調査だけでは不十分であるため、ポール等で探って有害な昆虫類などが出現するかどうかを確認する
- ③「継続」:作業服は白や黄色等の明るい色を着用することを原則とする
- ③「継続」:蜂刺されキットの早期使用により、軽傷で済んだと思われることから、蜂の活動期は現場に必携するよう、徹底する
- ④「継続」:過去の事象を参考に、蜂対策を充実させる